(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の単身赴任手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)第18条の規定に基づき、教職員の単身赴任手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

- 第2条 旧給与規程第18条第1項及び第3項の別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員の父母、配偶者の父母又 は同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する学校その他の教育 施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

- 第3条 旧給与規程第18条第1項本文及びただし書き並びに第3項の別に定める基準は、 次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

- 第4条 旧給与規程第18条第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と 認められる通常の交通の経路及び方法による教職員の住居から配偶者の住居までの経路 の長さについて、行なうものとする。
- 2 旧給与規程第18条第2項の別に定める距離は、100キロメートルとする。
- 3 旧給与規程第18条第2項の別に定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

	100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000円
$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000 円
三	500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
兀	700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
五.	900 キロメートル以上 1, 100 キロメートル未満	40,000 円
六	1, 100 キロメートル以上 1, 300 キロメートル未満	46,000 円

七 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 52,000 円 八 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 58,000 円 九 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 64,000 円 十 2,500 キロメートル以上

(均衡上必要がある教職員の範囲等)

- 第5条 旧給与規程第18条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員は、次に掲げる教職員とする。
 - 一 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該採用の直前の住居から当該採用の直後の勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる教職員以外の教職員で採用の直後の勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員
 - 二 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に 準じて理事長の定める事情(以下「理事長の定める事情」という。)により、同居してい た 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった教 職員(配偶者のない教職員に限る。)で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に勤 務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの (当該採用の直後に勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長 が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする教職員
 - 三 人事交流による採用に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該採用の直前に同居していた配偶者(配偶者のない教職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった教職員(当該別居が当該採用の日から起算して3年以内に生じた教職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に勤務箇所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする教職員。
 - 四 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情((配偶者のない教職員にあっては、理事長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後の勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該採用の直後に勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする教職員。

五 人事交流による採用に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、 当該採用の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった教職員(当該別居が当 該採用の日から起算して3年以内に生じた教職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者 等の住居から当該別居の直後に勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照ら して困難であると認められるもの(当該別居の直後に勤務箇所における職務の遂行上住 居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活すること を常況とする教職員。

六 その他規旧給与程第 18 条第 1 項規定による単身赴任手当を支給される教職員との均 衡上必要があると理事長が認める教職員。

(支給の調整)

第6条 教職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、 その間、当該教職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

- 第7条 新たに旧給与規程第18条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った 教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定めるところに より速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、 同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類 は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第8条 理事長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に 係る事実を確認し、その者が旧給与規程第18条第1項又は第3項の教職員たる要件を具 備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければな らない。

(支給の始期及び終期)

- 第9条 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに規程第18条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。
- 2 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その 事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)

からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

- 第 10 条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている教職員が旧給与規程第 18 条第 1 項又は第 3 項の教職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。
- 2 理事長は、前項の確認を行なう場合において、必要と認めるときは、教職員に対し配 偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

附則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。